

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○道路の区域の変更及び供用の開始……………（道路課） 1

告 示

北海道告示第322号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成24年5月2日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路 線 名 赤平奈井江線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
歌志内市字文珠35番6地先から 同市字文珠33番3地先まで	前	8.50mから 13.50mまで	170.00m	—
	後	8.50mから 13.50mまで	170.00m	—
	後	4.00mから 13.50mまで	180.00m	—